

緊急融資制度創設

無担保運転資金

資金繰りが厳しいぜよ…

担保もないがよ…



そんな漁業者を応援します！

# 水産業緊急経営安定資金

- 融資対象者 中小漁業者
- 融資限度額 3,000万円
- 資金使途 漁業経営に必要な運転資金
- 借入利息 2.45% (変動) \*7月21日現在
- 保証料率 0.4%
- 償還期限 5年以内 (うち据置1年以内)
- 担保 原則不要
- 保証人 1,250万円までは原則不要
- 受付期間 平成23年3月10日まで

高知県水産政策課



土佐の魚[かつお]

## Q1. 資金の貸付対象は？

以下のいずれかの要件を満たす中小漁業者が貸付対象となります。



- ①直近漁期の漁獲金額が前年同期に比べて3%以上減少している
  - ②燃油、飼料、原材料等のうち支出に占める割合が10%以上であるものの価格が前年同期に比べて10%以上上昇しているにもかかわらず、魚価等に転嫁されていないこと
  - ③直近漁期の利益率が前年同期に比べて3%以上低下していること
  - ④直近3ヶ月間の販売利益率が前年同期に比べて3%以上低下していること
- ※借受けの際には上記要件が満たされることを確認できる書類の提出が必要です。

## Q2. 借入利息は？



平成22年度は2.45%です。

借入利息は4月1日の近代化資金の基準金利（H22.4.1現在：2.95%）から0.5%を差し引いた利率で1年間適用されます（毎年4月1日に金利が見直されることとなります）。

## Q3. 担保・保証人は？



担保は必要ありませんが、1,250万円を超える貸付の場合は、保証人が必要となります。なお、漁業信用基金協会もしくは金融機関でご相談ください。

## Q4. 保証料は？



保証料は0.4%です。国および県からの保証料助成により、通常の資金より低い保証料となっています。

## Q5. 借りられる金融機関は？



高知県信用漁業協同組合連合会、銀行および信用金庫です。なお、各金融機関の窓口でご確認ください。

## Q6. 申し込みはいつまでにすればいいのか？

受付は平成23年3月10日までとなっていますので、申請は2月中にお願いします。今年度限りの資金ですので、お早めにご活用をお願いします。

お気軽に  
ご相談ください

■高知県水産政策課 088-821-4605  
■高知県漁業信用基金協会 088-873-7693  
■高知県信漁連 088-823-2251  
その他、最寄りの漁協・金融機関へご相談ください